

◆ 書 評 ◆

李秀澈 『環境補助金の理論と実際』

張 貞 旭 (松山大学)

京都議定書の発効にもかかわらず、2005年からの環境税の導入は利害関係者の抵抗で見事につぶされてしまい、2008～2012年の間、1990年対比6%のCO₂削減目標の遵守も危うくされている現状である。環境税の導入を反対した側の主な理由は、不況の悪化および国際競争力の低下に対する懸念なのである。長い間、環境破壊防止のための経済的手段として、環境税が最も多く論議の中心となってきたものの、利害当事者の抵抗が依然として強いことが分かった以上、現実的に受け入れやすい制度デザインを改めて考えなければならない。

従来、環境保全の経済的手段の一つである環境補助金の場合、所得再分配の側面から否定的な側面が強調されてきたが、著者は環境補助金の肯定的な側面に照明をあてて再評価を行っている。本書は、日韓における環境補助金の役割および政治経済的な性格について、理論・実証・制度分析を網羅した、実り多いものであり、環境補助金の環境政策手段としての積極的な利用を強く主張している。すなわち、環境補助金の新たな解釈を求める問題の書であり、今後の制度デザインに貴重な示唆を与えてくれる、まさしく時期に合った出版であると言ってよい。4部構成の本書の章別構成は以下の通りである。

- 第1章 環境補助金と汚染者負担原則
- 第2章 環境補助金の政治経済学
- 第3章 日本の環境政策の展開と成果
- 第4章 環境補助金と技術
- 第5章 日本の財政投融资と環境補助金
- 第6章 韓国の環境政策と環境予算財源調達制度
- 第7章 韓国の環境補助予算制度
- 第8章 韓国の環境賦課金制度

第9章 日本のエネルギー税と特定財源

第1章では、環境補助金の効率性や所得再分配機能などの経済効果に関する理論的な考察を行い、また代表的な環境補助金の政策金融・租税優遇措置・直接補助金がどの程度汚染者負担原則から逸脱するののかに関する定量化を試みている。その上で、環境補助金を評価する際、汚染者負担原則から逸脱する度合いを重視するより、汚染抑制インセンティブの大きさや政策の公共性を主な評価基準とすべきだと指摘している。

第2章は、日韓及び欧米の環境政策選択における利害当事者間の政治的影響力の相違を概観したのち、各環境政策手段が利害当事者間の所得分配と構成水準に及ぼす影響のモデル分析を行っている。これに基づいて、環境補助金は他の環境政策手段との組み合わせにより、分配問題を回避しつつ環境目標を達成できる制度デザインのファクターであること、また環境補助金の主な選択基準は、政治経済学的側面よりもむしろ補助金支給対象の公益性や財源確保にあるべきであることを主張している。

つづく第2部（日本の環境政策と環境補助金制度）の第3、4、5章は、著者の学問的意図が凝縮された中核的な部分である。まず第3章で、日本の環境政策の展開を形成期・確立期・調整期・再編期の4つに区分し、ヒアリング調査結果などを用いながら、大気汚染と水質・廃棄物政策分野における環境補助金の成果を強調している。なお、日本の環境政策の主な法・政策などについて、最近までの資料を誠実にまとめた意義は大きい。

また第4章では、環境補助金を政策金融・租税優遇措置・直接補助金の3つに分類し、それらの運用実態を時系列に整理している。

それから従来十分な検討が行われなかった環境補助金と環境技術開発との相関関係を検討し、その有効性を再認識すると同時に、新しい運用方針としてベンチャー型補助金と消費者向け補助金の拡大を提言している。

第5章は、財政投融资による政策金融の持つ、環境補助金の機能や企業の公害防止投資へのインセンティブ効果に関する定量的な分析を通じて、その問題点と有効性を明らかにしている。とくに低金利時代に入ってから政策金融のあり方に関する大胆な提言を行っており、その一環として、新しい環境対策財源機能の強化を主張し、環境賦課金または環境税を例として取り上げている。

そのため、環境賦課金が環境予算の重要財源となっている韓国を例として取り上げ、第3部（韓国の環境政策と環境予算制度）の第6, 7, 8章が展開される。まず、第6章では、韓国の環境予算とりわけ特別会計の種類とその財源の調達方法を詳細に紹介している。また第7章は、環境補助関係の予算が配分される主体別の分析を行い、使途指定の特別会計の硬直性、新しい財源調達源の確保の必要性、財源管理の分散的構造や予算調達構造の中央集権的構造などの問題を明らかにしている。第8章は、韓国の各種の環境賦課金は消費者に転嫁されることが多い。そのため、環境補助金の財源として機能したものの、環境改善の達成には限界があることを示している。ちなみに、この第3部は、現在日本で紹介されている韓国関連の環境政策関連の文献の中で、最も詳細な分析と最新の資料とが整理されているものといっても過言ではない。

第4部の第9章は、日本でエネルギー関連税の再整理が行われている最中、日本の3つのエネルギー税関連の特定財源の使途を再検討し、それらを統合・管理するサステナブル会計の創設を主張している。

以上のように、本書は丁寧で細部にわたる分析および多くの新しい提案を具体的に示したことには示唆されるところが少なくない。しかし、今後の論点を深めるため、気になった2つの疑問点を取り上げよう。

まず第1に、「公共性」を環境補助金の主

な評価尺度とする問題である。著者は所得分配の歪みを正す方法として、公共性を取り上げているものの、従来の公共事業からみてもわかるように、推進側の恣意的な解釈で効率性のみが基準となっているのも事実である。宮本憲一氏は、公共性の基準の一つとして、「1）事業やサービスが特定の個人私企業に占有されたり、利潤を直接間接の目的として運営されるのでなく、2）すべての国民に平等に安易に利用されるか、社会的公平のために運営されること」をあげている。広い解釈で、私企業の汚染防止の環境技術は、2）の解釈に当てはまるかもしれないものの、1）の解釈に全く反することは明らかである。汚染防止設備がある程度進んでいる場合、環境補助金は消費者向けを中心にすべきであり、企業向けの環境補助金は段階的に縮小しながら、民間金融機関の環境事業に託すべきではなかろうか。

第2に、電源開発促進特別会計とりわけ電源利用勘定（旧：電源多様化勘定）が石油代替エネルギーの開発機能を持っているという、著者の見解にささやかな抵抗を感じる。電源開発促進税は、1974年当初、原発を中心とした電源立地促進のための国税目的税として制定されたが、電源三法交付金の対象地域にとって地方交付税が縮減されるので、単なる「迷惑料」の性格が強いものにすぎない。また、1980年に多様化勘定が追加新設され、石油代替エネルギー開発に取り組んではいるが、2004年度の電源利用勘定予算でも効率性に乏しい「もんじゅ」関連の核燃料サイクル開発機構経費が半分を占める現状なのである。電源開発促進税は、石特会計関連の税および交通燃料税関連財源とは性格を異にするものと言わざるを得ない。ちなみに、制度改正で原子力・水力・地熱を除いた石油代替エネルギー開発部門は、石特会計へ移管された。なお、第6章で取り上げた、韓国の地方譲与金管理特別会計も2005年に廃止され、水質汚染防止事業財源が環境部へ移管されるなど、環境部関連事業の一貫性の維持のための統廃合が進められている。

いずれにせよ、本書は、こうした諸課題を

残しつつも、今後の環境政策の制度デザインに向けた議論を進める上で、理論家・政策立案者に多くの示唆を与えることは疑いがない。ぜひ一読を薦めたい。

参考文献

宮本健一編著『公共性の政治経済学』自治体研究社1989年

岩田規久男「損失補償の経済的側面」『経済学編集』第42巻第1号1977年